

令和4年(2022)年度および令和5年(2023)年度上級審判審査について

令和4年3月21日

(公財)日本ハンドボール協会 競技・審判本部

令和4(2022)年度および令和5(2023)年度の上級審判審査について、令和3年度も各地において大会の中止等が行われたことから、現状を鑑み以下のとおり通知いたします。

1 令和4(2022)年度上級審判員審査について

(1) C級審査について

通例5月31日までにブロック審判長よりJHA事務局へ認定者名簿を送付することになっているが、令和2年度、令和3年度と同様、**令和4年度も送付期間を年内(12月)まで**とする。

(2) AB級審判員審査について

①令和4年度の審査会開催の可否判断

ア) 審査会開催の可否の判断について

- ・現段階で審査対象の大会が実施されるかどうかを、担当ブロック長が主催者と確認
- ・審査会として、大会関係者に加え、審査会関係者(審査員、受験者)の参加が可能かどうかも含め、担当ブロック長が主催者と確認

イ) 審査会開催が不可な場合

- ・別の大会を審査会にすることが可能かどうか。不可能な場合は、そのブロックにおけるその年度の審査会を中止する

②受験者への周知

ア) 現状から、ブロック内で審査会が開催されたにしても、所属都道府県外への移動等の制限等により、参加できない受験者が生じることが想定される。

イ) したがって、各ブロック長は所属ブロック内の都府県審判長および受験者に対し、「最終的に審査会の一覧表が配付されてから、本年度の受験をするかどうかの判断をしていたくことになる。」旨、事前に通知しておく。

③受験生への対応

ア) 受験生が**令和4年度の受験をしない**場合

- 1) 令和5年度受験したい → 審査料は返金しない → 来年度に持ち越す
- 2) 令和5年度受験しない・まだわからない → 一度、日本協会審査料を返納する
※返納はブロック審査料を除いた金額 B級3,500円 A級4,500円
※返納処理後、令和5年度受験を志願する場合は再度受験申請を必要とする

イ) 審査会が(直前で)中止となった場合

- ・上記ア)の1)、2)をそのまま適用する

ウ) 審査会直前2週間(を目安)で、当初受験予定者が感染症拡大防止のため(所属都道府県外への移動禁止、自粛指示、本人が感染した場合、直前2週間において体調に異常があった場合)参加できない状況になった場合

- ・上記ア)の1)、2)をそのまま適用する

④受験者および審査員への対応

- ア) 上記③に基づき、受験者およびその人数が決定した段階で、審査員を適宜配置する。審査員は基本、開催地ブロック内で配置する。場合によっては、近隣ブロックにお願いしたり、開催地ブロック内で審査員以外に審判本部長が認めた方をお願いすることもある(例、連盟審判長、元ブロック審判長、元審査委員等)。その場合は事前に審判本部長、審査指導委員長へ相談する。
- イ) 受験者および審査員については、審査会2週間前より健康チェックを実施する。健康チェックに異常がない場合は、審査会当日に健康チェックシートを持参し開催責任者より確認を受ける。健康チェックに気になる点があった場合は、開催責任者は審判本部長へ連絡し、その判断を受ける。

2 令和5年(2023)年度上級審判員審査について

※令和2年度、3年度にかけて国内大会の開催が十分にできなかったことを鑑み、受験を計画していた意欲あるレフェリーに対し、公認審判員規程の一部を見直すことによりその救済を図ることができればと考える。

(1) C級申請について

①公認審判員規程 → **令和4年度の大会開催状況によって変更もあり得る**

②(2) 審査指導委員会通達内の1(3)について、来年度申請者に限り、下線部の通り行う

- 1(3) C級の申請に関しては、申請年度の前々年度(例えば2018年5月に申請する場合、2016年度のこと) **までに**公式試合を担当しておかなければならない。また、申請までに筆記試験に合格しておかなくてはならない。

※配慮点：「申請年度の前年度」を「申請年度の前々年度まで」とした

(2) B級申請について

公認審判員規程内の下記の項目について、来年度申請者に限り、下線部の通り行う

第6条(2) B級の審査を受ける場合には、C級を取得してから満2年を経ているなければならない(申請時に満2年を経ているなくてもよい)。C級を取得してから 20試合以上の公式競技の審判を担当し、さらにブロック大会を経験していなければならない。

※配慮点：「C級を取得してから30試合以上」を「C級を取得してから 20試合以上」とした

第6条(4) 各級公認審判員は、審判講習会または研修会に年1回以上出席していなければならない。

上級申請時、直前の2年間で、最低1回は審判講習会若しくは研修会を受講していなければならない。

公認審判員手帳(以下手帳という)に、審判を担当した試合と出席した講習会・研修会について、正しく記入していなければならない。

※配慮点：審判講習会・研修会の受講に関し、直前の2年間で「最低1回は受講」とした

(3) A級申請について

①公認審判員規程内の下記の項目について、来年度申請者に限り、下線部の通り行う

第6条(3) A級の審査を受ける場合には、B級を取得してから満2年を経ているなければならない(申請時には満2年を経ているなくてもよい)。B級を取得してから30試合以上の公式競技の審判を担当し、さらに全日本大会あるいは5試合以上のブロック大会を経験しているなければならない。

※配慮点:「B級を取得してから50試合以上」を「B級を取得してから30試合以上」とし、「全日本大会あるいは10試合以上のブロック大会」を「全日本大会あるいは5試合以上のブロック大会」とした。

第6条(4) 上記(2) B級申請における条文に同じ

②令和2年度、3年度中止となった全日本大会と同様、令和4年度中止となった全日本大会に当初参加予定であったレフェリーは、当該大会をもって上級審判員審査受験に対する「全日本大会経験」として取り扱う。

・令和2年度中止となった全日本大会

- 全国高校総体 ○全国中学生クラブチームカップ ○全国小学生大会
- ジャパンオープントーナメント ○全国中学校大会 ○国民体育大会
- 全日本学生選手権大会 ○JOC ジュニアオリンピック大会

・令和3年度中止となった全日本大会

- ジャパンオープントーナメント ○国民体育大会

(4) 令和5年度上級審判(A,B級)申請について

①案内 1月中旬には各ブロック長および各都道府県審判長宛に案内を送付する予定であるが、上級審判審査会がその時点でまだ終了していない場合は、全日程終了した段階に合わせて案内を送付する。

②締め切り 1月中旬までに、各ブロックにて書類審査を終了できるよう日程を設定する。

同時に、書類審査と通過した受験者一覧名簿を、審判総務委員長宛に送付

※「書類審査から審査は始まっている」という考え方から、受験者は申請書類を提示する際に既に「マイハンドボール」で審査料を入金し、入金後の「OrderID」を申請用紙に記載しておかなければならない。

※新登録システム(マイハンドボール)における各種手続きの流れ(審判関係)については、日本協会より通知されているサポート内容についての資料参考を参考にする。

③審判本部合同委員会で受験者一覧の提示

※令和2年度、令和3年度、令和4年度受験予定者で、コロナ感染症拡大予防により受験を延期する者については、すでに受験料は入金済みであることから、各ブロックから提出される名簿にのみ氏名を掲載することになる。

以上